

証券コード 7840

平成28年6月7日

株主各位

東京都新宿区西新宿六丁目22番1号
フランスベッドホールディングス株式会社
代表取締役社長 池田 茂

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日(木曜日)午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿一丁目9番1号
明治安田生命新宿ビル地下1階 新宿明治安田生命ホール

会場変更 昨年と開催場所を変更しております。
末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照のうえ、お間違えのないようご注意お願い申し上げます。

3. 目的事項
報告事項
- 第13期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第13期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第8号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.francebed-hd.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 企業集団の概要

当社を株式会社とするフランスベッドホールディングスグループは、「創造と革新により『豊かさやさしさ』のある暮らしの実現に貢献するヒューマンカンパニーを目指す」を経営理念に掲げ、メディカルサービス事業とインテリア健康事業を中核とするグループ運営を行い、グループ総体としての経営資源の最適配分などを通じて、グループ全体の総合力を強化することにより企業価値の向上に努めております。

② 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀による経済政策や金融政策を背景に、企業収益や雇用情勢に改善が見られ、緩やかな回復基調で推移したものの、中国を始めとした新興国経済の減速懸念や原油安など、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中で、当社グループでは、平成27年4月から3カ年にわたる中期経営計画を策定し、「本格的な高齢社会で求められるニーズに対応するため、グループが保有する経営資源を集中させ、シルバージネスの更なる強化と積極的な展開を図ることにより、『グループ総体としての企業価値の最大化』を目指す」という基本方針のもと、中期的な目標や成長戦略を掲げました。

主な成長戦略は、①得意分野の強化策としての「福祉用具貸与事業を中心とした介護事業の深耕」、②新たな収益機会の獲得のための「介護保険制度に過度に依存しない収益基盤作り」（「リハテック事業」の拡大）、③安定的に収益を確保できるビジネスモデルへの転換策としての「インテリア健康事業の収益性の改善」であり、当期は、これらの戦略を実現するための具体的な取り組みをスタートさせました。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度における業績は、病院・施設向け販売において新設病院・施設等の減少などにより苦戦を強いられたものの、主力のメディカルサービス事業の中の福祉用具貸与事業が堅調に推移したことや、インバウンド（訪日外国人）の増加に伴うホテル向け法人事業が好調に推移したことにより、グループ全体の売上高は526億4千4百万円（前期比1.4%増）となりました。このような売上高の増加に加えて、収益性が高い福祉用具貸与事業が大きく伸びたことなどによって、営業利益は25億9千6百万円（前期比50.6%増）、経常利益は25億6千6百万円（前期比47.0%増）となりました。また、非連結子会社の江蘇芙蘭舒床有限公司に対する出資金の評価損を特別損失として計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は14億2百万円（前期比54.9%増）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の概況は次のとおりであります。

メディカルサービス事業

メディカルサービス事業においては、営業拠点3箇所（千葉県千葉市、福島県郡山市、福岡県福岡市）の新設や新商品の投入などにより、介護保険の給付額が増加している福祉用具貸与事業を中心として売上高の拡大を図りました。

当期におきましては、前連結会計年度より在宅介護部門への投入を開始した、ベッドからの転落事故のリスクを軽減し、高さ調節機能により介護負担の軽減を図る「超低床リクライニングベッド FLB-03J」フロアーベッド」について、テレビコマーシャルの放映の継続により認知度の更なる向上と新たな需要喚起に注力し、顧客数の拡大と代理店の獲得に取り組んでまいりました。また、昨年4月から介護保険の給付対象となった介助式電動車いす「SP-40K」や、筋力の衰えた高齢者の立ち座りをサポートする「マルチファンクションリフトアップチェア01」などを市場に投入し、主にレンタル売上への拡大に努めました。さらに、ご利用者が何も持たなくともご家族や介護者に外出を知らせる、逆転の発想から生まれた認知症外出通報システム「おでかけキャッチWS-01」など、これまで市場になかった新しい発想の商品の販売及びレンタルを全国で開始いたしました。これらの商品が新たな顧客獲得や新規代理店獲得などにも寄与し、福祉用具貸与及び販売売上は堅調に推移いたしました。

「リハテック」ブランド商品の販売に関しましては、ハンドル型電動車いす「スマートパル S637」や電動アシスト三輪自転車などの商品をお客様の自宅近くで体験できる出張試乗会を実施するなどの販売手法により、売上への獲得を図りました。また、「元気な高齢者」、すなわちアクティブシニア向けの商品を取り扱う直営店「リハテックショップ」の新設（千葉県千葉市、福岡県福岡市）などにより、認知度の向上やブランドイメージの定着を図ってまいりました。

病院・福祉施設等に対しましては、昨年11月の「ホスペックス・ジャパン2015」や、3月に行われた「CareTEX2016（ケアテックス）」に出展し、開発力と技術力をアピールするとともに、ベッド上のご利用者の起き上がりや離床などの動きを感知してナースステーションなどに通知することにより、看護師や介護職員などの負担軽減を図る「見守りケアシステムM-1」や、ベッドからの転落事故のリスクと介護者の負担を軽減する「超低床フロアーベッド FLB-03」などの付加価値の高い商品について、継続的な販売促進に取り組んでまいりました。しかしながら、新設病院・施設等の減少や競争の激化などにより、病院・福祉施設等に対する売上高は、前期より減少いたしました。

以上の結果、メディカルサービス事業の売上高は290億7百万円（前期比2.1%増）、営業利益は20億9千万円（前期比25.7%増）となりました。

インテリア健康事業

インテリア健康事業においては、依然として厳しい状況が続いている家具市場に対して、今までにない独創性の高い新商品を投入して新たな需要を喚起するとともに、主力の家具販売店ルートに加えて、住宅関連企業や家電量販店など異業種を通じたルートを強化し、収益力の向上に努めてまいりました。

当期におきましては、前連結会計年度から継続して、マットレスのクッション部に東洋紡株式会社と共同開発した新素材「プレスエアークストラ®」を採用し、高密度連続スプリングと組み合わせることによって、理想的な寝姿勢による心地よい眠りを提供する「新リハテックマットレス RH-BAE」の販売に注力いたしました。

また、世界の一流ホテルで採用されている最高級ブランド「スランバーランド」ベッドシリーズにつきましては、テレビコマーシャルの放映等により認知度を高めていくことで拡販に努めてまいりました。

さらに新技術（グラフィックアートテクノロジー）・新素材（ニット・特殊突板ボード）・新デザイン（サンリオキャラクター）を取り入れた独創的な商品を展示することで、ベッド売場を色彩豊かにし、活性化するとともに、多品種少量生産に対応した受注生産方式により在庫を抑制し、収益性の改善に努めてまいりました。

「リハテック」ブランド商品については、既存の取引先に加えて、新たな販売チャネルに対して、お客様が試乗体験できる各種イベントの開催や、「リハテックコーナー」の設置を働きかけてまいりました。

平成32年の東京オリンピック開催決定やインバウンド（訪日外国人）の増加によって需要が順調に伸びているシティホテル等に対しては、営業体制を強化したことなどにより、客室ベッドの入替案件などの受注が増加し、売上が好調に推移いたしました。

以上の結果、インテリア健康事業の売上高は201億2千2百万円（前期比0.6%増）、営業利益は5億9千4百万円（前期比496.3%増）となりました。

その他

戸別訪問販売事業においては、同事業の基礎となる販売員の活性化を図るための施策を引き続き実行するとともに、「リハテック」ブランド商品の拡販のため、新規取引先の開拓に積極的に取り組むことにより、売上高の確保に努めてまいりました。

また、市場の縮小とともに競争が激化している日用品雑貨販売事業においては、店舗毎に立地環境・顧客ニーズなどを検討の上、不採算店舗の撤退や取扱商品の見直し、売場レイアウトの変更などを行うとともに、快眠をテーマにした新業態店舗の出店や集客効果の高い各種の企画セール・在庫一掃セールなどを実施してまいりました。しかしながら、新たな需要を喚起するには至らず、苦戦を強いられました。

以上の結果、その他の売上高は35億1千5百万円（前期比0.1%増）、営業損失は1億1千5百万円（前期は営業損失6千6百万円）となりました。

企業集団の連結業績の状況と各セグメントの事業の概要と主要な会社

当連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

	報告セグメント			そ の 他	合 計	調 整 額	連 損益計算書 計 上 額
	メディカル サービス	インテリア 健 康	計				
売 上 高							
外 部 顧 客 へ の 高	29,007	20,122	49,129	3,515	52,644	-	52,644
セグメント間の 内 部 売 上 高	9	831	840	126	967	△967	-
又 は 振 替							
計	29,016	20,953	49,970	3,641	53,612	△967	52,644
セグメント利益 又 は 損 失 (△)	2,090	594	2,685	△115	2,569	27	2,596

各セグメントの事業の概要と主要な会社

セグメントの名称	事 業 の 概 要	主 要 な 会 社
メディカルサービス	医療・介護用ベッド、福祉用具の製造、仕入、レンタル、小売及び卸売、病院・ホテル等のリネンサプライ	フランスベッド株式会社 株式会社翼 江蘇美蘭舒床有限公司 フランスベッドメディカルサービス株式会社
インテリア健康	ベッド・家具類・寝装品・健康機器等の製造、仕入及び卸売	フランスベッド株式会社 東京ベッド株式会社 フランスベッドファニチャー株式会社 France bed International(Thailand)Co.,Ltd. 江蘇美蘭舒床有限公司
そ の 他	戸別訪問販売、日用品雑貨販売等、広告・展示会場設営及び不動産賃貸等	フランスベッド株式会社 フランスベッド販売株式会社 株式会社エフビー友の会

(注) 1. 株式会社エフビー友の会は、当社の子会社であるフランスベッド販売株式会社の子会社であり、当社が販売する商品の前払式特定取引契約を締結する友の会会員を募集し、当該会員に対する商品の販売斡旋を行っております。

2. 主要な非連結子会社及び持分法非適用会社：

株式会社翼、France bed International(Thailand)Co.,Ltd.、江蘇美蘭舒床有限公司、フランスベッドメディカルサービス株式会社

株式会社翼、France bed International(Thailand)Co.,Ltd.、江蘇美蘭舒床有限公司及びフランスベッドメディカルサービス株式会社は、小規模会社であり、その総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので、連結の範囲及び持分法の適用から除外しております。

(2) 対処すべき課題

政府は、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年を目途に、医療機関の機能分化と、在宅を中心とする地域医療と介護の包括的なケア体制の構築を中心に、医療・福祉提供体制の再構築を進めています。また、財政健全化に向けて、社会保障分野改革についての様々な議論も行われています。

当社グループの主力事業である福祉用具貸与事業においては、介護保険制度を含む社会保障制度を持続可能なものとしていくために、①負担能力に応じた公平な負担、②給付の適正化、という観点から、診療報酬と介護報酬の同時改定が行われる平成30年に向けて、様々な制度改定が行われることが想定されており、これらの改定によっては少なからず影響を受ける可能性があります。

このような状況のもと、当社グループでは、「本格的な高齢社会で求められるニーズに対応するため、グループが保有する経営資源を集中させ、シルバービジネスの更なる強化と積極的な展開を図ることにより、『グループ総体としての企業価値の最大化』を目指す。」という基本方針のもと、平成27年4月から平成30年3月期までの3ヵ年を実施期間とする中期経営計画を策定し、現在、各種施策に取り組んでおります。

当中期経営計画では、主力事業の福祉用具貸与事業を中心とした介護事業の深耕を行うことで同事業の基盤を盤石にするとともに、アクティブシニアを対象とした「リハテック事業」の拡大を図ることで、介護保険制度に過度に依存しない収益基盤作りを進めることを主な目標としております。

また、市場の成熟化が進んだインテリア健康事業においては、「量から質」への転換を図り、安定的に収益を獲得できるビジネスモデルを構築するために、多品種少量生産に対応した受注生産方式を推進してまいります。また、東京オリンピックの開催決定やインバウンド（訪日外国人）の増加により需要が拡大しているホテル市場においては、営業体制を強化することなどによって売上の拡大を図ってまいります。

さらには、事業成長のための人材育成や、持続的な成長を可能にするためのコーポレートガバナンスの強化にも引き続き取り組んでまいります。

これらによって、当社グループは当中期経営計画を達成するとともに、「人々が生き生きと暮らせる高齢社会の実現に向けて、常に先進的で独創的な商品・サービスを提供し続けることによって社会に貢献し、潤いのある生活の実現を提案していく企業」になることを目指してまいります。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度におきまして実施いたしました企業集団の設備投資の総額は41億5千8百万円であり、その主な内容は、フランスベッド株式会社のレンタル事業に投下した少額賃貸資産(ベッド・車いす等)及び東京ベッド株式会社の新工場（千葉県柏市）建設費用に係る投資です。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度中には、借入金以外に増資あるいは社債による資金調達は行っておりません。

(5) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	900
株 式 会 社 静 岡 銀 行	700
農 林 中 央 金 庫	350
株 式 会 社 横 浜 銀 行	300
株 式 会 社 東 京 都 民 銀 行	300
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	300
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	250
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	200
株 式 会 社 常 陽 銀 行	100
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	50

(6) 財産及び損益の状況

区 分	平成25年3月期 (第10期)	平成26年3月期 (第11期)	平成27年3月期 (第12期)	平成28年3月期 (当連結会計年度) (第13期)
売 上 高(百万円)	50,815	54,891	51,907	52,644
経 常 利 益(百万円)	2,018	2,784	1,745	2,566
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,130	1,397	904	1,402
1株当たり当期純利益 (円)	25.85	32.24	21.12	33.43
総 資 産(百万円)	61,021	59,443	59,409	59,666
純 資 産(百万円)	36,208	35,522	37,287	36,431
1株当たり純資産額 (円)	829.02	829.28	870.51	891.52

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式の総数により算出したしております。なお、発行済株式の総数については自己株式数を除いております。

2. 平成27年10月1日付で、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行いましたので、平成25年3月期(第10期)の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
フ ラ ン ス ベ ッ ド 株 式 会 社	百万円 5,604	100.0 %	医療・介護用ベッド、福祉用具、ベッド・家具類・寝装品・健康機器等の製造、仕入、レンタル、小売及び卸売、病院・ホテル等のリネンサプライ
フランスベッドファニチャー株式会社	百万円 50	(100.0)	ベッド・家具類の製造
フ ラ ン ス ベ ッ ド 販 売 株 式 会 社	百万円 10	(100.0)	装身具、日用品雑貨、健康機器等の販売 店舗設計
株 式 会 社 エ フ ビ ー 友 の 会	百万円 100	(100.0)	商品の販売斡旋
東 京 ベ ッ ド 株 式 会 社	百万円 50	(100.0)	ベッド・家具類・寝装品等の製造及び販売
France bed International(Thailand)Co.,Ltd.	百万タイバーツ 63	100.0	家具類の販売及び輸出入
株 式 会 社 翼	百万円 30	(100.0)	福祉用具の販売及びレンタル
江 蘇 芙 蘭 舒 床 有 限 公 司	百万人民元 10	80.0	医療・介護用ベッド、福祉用具、ベッド・家具類・寝装品、健康機器等の製造・販売及び輸出入
フランスベッドメディカルサービス株式会社	百万円 10	(100.0)	介護福祉機器の保守メンテナンス管理及び商品保管・在庫管理の業務受託代行

(注) 1. 「当社の出資比率」の()は、間接所有であります。

2. フランスベッドファニチャー株式会社、フランスベッド販売株式会社、東京ベッド株式会社、株式会社翼、及びフランスベッドメディカルサービス株式会社は、フランスベッド株式会社の100%出資子会社であります。

3. 株式会社エフビー友の会は、フランスベッド販売株式会社の100%出資子会社であります。

4. France bed International(Thailand)Co.,Ltd.の資本金は、登録資本金200百万タイバーツのうち、払込済資本金63百万タイバーツを記載しております。

5. 株式会社翼、France bed International(Thailand)Co.,Ltd.、江蘇芙蘭舒床有限公司及びフランスベッドメディカルサービス株式会社は小規模会社であり、その総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので、連結の範囲及び持分法の適用から除外しております。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
フランスベッド株式会社	東京都昭島市中神町1148番地5	42,943百万円	59,714百万円

(8) 組織再編行為等の状況

- ① 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ② 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ③ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(9) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社は、メディカルサービス事業及びインテリア健康事業等を営む事業会社の株式を保有することにより当該会社の事業活動の支配・管理をしております。

なお、企業集団の主要なセグメントにつきましては、前記「企業集団の連結業績の状況と各セグメントの事業の概要と主要な会社」に記載いたしております。

(10) 主要な拠点等（平成28年3月31日現在）

- ① 当社
本社 東京都新宿区西新宿六丁目22番1号

② 子会社等

会社名	主要拠点等
フランスベッド株式会社	本社（東京都新宿区） 工場数：6工場 営業所数：123営業所 店舗数：14店舗 デイサービスセンター数：9 ショールーム数：11
フランスベッドファニチャー株式会社	本社工場（佐賀県三養基郡上峰町）・東北工場（福島県白河市）
フランスベッド販売株式会社	本社（東京都調布市）
株式会社エフビー友の会	本社（東京都調布市）
東京ベッド株式会社	本社（東京都港区）・千葉工場（千葉県柏市）
France bed International (Thailand) Co.,Ltd.	本社（タイ王国バンコク市）
株式会社翼	本社（香川県高松市）
江蘇芙蘭舒床有限公司	本社（中華人民共和国江蘇省南通市）
フランスベッドメディカルサービス株式会社	本社（東京都新宿区）

- (注) 1. フランスベッド株式会社の登記上の本店所在地は東京都昭島市であります。
 2. 株式会社翼、France bed International(Thailand) Co.,Ltd.、江蘇芙蘭舒床有限公司及びフランスベッドメディカルサービス株式会社は、小規模会社であり、その総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので、連結の範囲及び持分法の適用から除外しております。

(11) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
1,510 名	2名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であります。また、正規使用人のみで、臨時使用人は含んでおりません。
 2. セグメント別の内訳

セグメントの名称	使用人数
メディカルサービス	900 名
インテリア健康	558
その他の	36
全社（共通）	16
合計	1,510

② 当社の使用人の状況

使用人数		前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
	名		歳	年
男	10	1名減	48.3	25.4
女	6	1名増	39.7	14.0
合計または平均	16	増減無	45.1	21.1

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であります。
 2. 当社の使用人は、フランスベッド株式会社からの出向者であり、平均勤続年数は、子会社からの通算であります。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 170,000,000株
- ② 発行済株式の総数 44,897,500株

(注) 1.発行済株式の総数には自己株式が4,033,983株含まれております。

2.当社は平成27年10月1日付で当社が発行する普通株式5株を1株とする株式併合を行うとともに、単元株式数を1,000株から100株とする変更を行っております。

- ③ 株主数 17,754名（前事業年度末比1,339名減）
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
池田茂	6,026 <small>千株</small>	14.7%
永井美代子	2,394	5.8
早崎静子	2,394	5.8
渡部恵美子	2,394	5.8
有限会社しげる不動産	2,110	5.1
株式会社三井住友銀行	1,411	3.4
池田シノエ	1,152	2.8
東京海上日動火災保険株式会社	1,078	2.6
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,049	2.5
フランスベッド取引先持株会	750	1.8

(注) 1. 当社は、自己株式4,033,983株を保有いたしておりますが、上記の大株主からは除外いたしております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	池 田 茂	経営全般 監 査 秘 書	フランスベッド株式会社代表取締役社長 江蘇芙蘭舒床有限公司董事長 公益財団法人フランスベッド・メディカルホームケア研究・助成財団 代表理事理事長
取 締 役	島 田 勉	経 理	フランスベッド株式会社常務取締役 フランスベッド販売株式会社取締役 東京ベッド株式会社取締役 江蘇芙蘭舒床有限公司監事
取 締 役	東 島 悟	経営企画	フランスベッド株式会社常務取締役 France bed International(Thailand) Co.,Ltd.取締役 江蘇芙蘭舒床有限公司董事
取 締 役	上 田 隆 司	経営企画	フランスベッド株式会社取締役 東京ベッド株式会社取締役
取 締 役	門 田 和 己	経営企画	フランスベッド株式会社専務取締役 株式会社翼取締役
取 締 役	中 村 秀 一	—	一般社団法人医療介護福祉政策研究フォーラム 理事長 学校法人国際医療福祉大学 国際医療福祉大学 大学院教授
常 勤 監 査 役	中 尾 純 二	—	フランスベッド株式会社監査役 フランスベッド販売株式会社監査役 東京ベッド株式会社監査役 フランスベッドファニチャー株式会社監査役
常 勤 監 査 役	木 村 昭 仁	—	フランスベッド株式会社監査役 株式会社翼監査役 フランスベッドメディカルサービス株式会社監査役
監 査 役	高 野 忠 和	—	公認会計士、税理士 フランスベッド株式会社社外監査役
監 査 役	渡 邊 文 雄	—	公認会計士、税理士 渡邊公認会計士事務所所長 フランスベッド株式会社社外監査役 株式会社T S I ホールディングス社外監査役

- (注) 1. 取締役 中村秀一氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 高野忠和氏及び監査役 渡邊文雄氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 高野忠和氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役 渡邊文雄氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社は、取締役 中村秀一氏、監査役 高野忠和氏及び監査役 渡邊文雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

前回の第12期定時株主総会（平成27年6月24日開催）終結日の翌日以降に在任していた役員で当事業年度中に退任した者はありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	156,755千円 (8,400千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	43,470千円 (16,020千円)
合計 (うち社外役員)	10名 (3名)	200,225千円 (24,420千円)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月20日開催の第4期定時株主総会において、年額320百万円以内と決議されております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月20日開催の第4期定時株主総会において、年額70百万円以内と決議されております。

4. 報酬等の額には、当事業年度に役員賞与引当金として費用計上されております下記の金額が含まれております。

取締役 5名 33,755千円
監査役 4名 10,320千円 (うち社外監査役 2名 3,870千円)

5. 報酬等の額には、当事業年度に役員退職慰勞引当金として費用計上されております下記の金額が含まれております。

取締役 5名 20,970千円
監査役 4名 4,350千円 (うち社外監査役 2名 1,350千円)

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	重要な兼職の状況	当社と当該他の法人等との関係
中村 秀一	一般社団法人医療介護福祉政策研究フォーラム 理事長	特別の関係はありません。
	学校法人国際医療福祉大学 国際医療福祉大学 大学院教授	特別の関係はありません。
高野 忠和	フランスベッド株式会社 社外監査役	当社子会社
渡邊 文雄	渡邊公認会計士事務所 所長	特別の関係はありません。
	フランスベッド株式会社 社外監査役 株式会社 T S I ホールディングス 社外監査役	当社子会社 特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
中村 秀一	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、長年にわたり医療、介護・福祉等に関する厚生労働行政に従事されたことで培われた豊富な経験と幅広い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問、助言を行っております。
高野 忠和	当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席し、公認会計士及び税理士としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問、助言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会10回すべてに出席し、公認会計士及び税理士としての見地から、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
渡邊 文雄	当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席し、公認会計士及び税理士としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問、助言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会10回すべてに出席し、公認会計士及び税理士としての見地から、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 当社は、取締役 中村秀一氏、監査役 高野忠和氏及び監査役 渡邊文雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

ハ. 親会社または子会社等からの役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役1名及び社外監査役2名全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたしております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,600千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,000千円

(注) 1. 当社及び当社の子会社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載いたしております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前年度の監査実績、会計監査の職務遂行状況の相当性及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役会で審議の上、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、「取締役の職務の執行が法令、定款に適合することおよび業務の適正を確保するための体制の整備」について、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）および、「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年5月27日開催の取締役会において、基本方針を一部変更しております。

改定後の当該基本方針の内容は次のとおりです。

① 業務運営の基本方針

当社の経営活動の根幹をなす「経営理念」は、以下のとおりとする。

【経営理念】

- ・創造と革新により『豊かさやさしさ』のある暮らしの実現に貢献するヒューマンカンパニーを目指します。
- ・株主価値最大化の追求。付加価値の高い新商品・新サービスを創造します。
- ・経営資源の有効活用を図り、グループの総合力を強化します。

② 内部統制基本方針決議の内容

イ. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役は、自己に委嘱された職務領域について、法令、定款及びその他の社内規則等（以下、「法令等」という。）の遵守体制を構築する権限と責任を有する。
- ・当社の取締役会は、当社グループの取締役及び使用人が法令等を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するために、「企業倫理規程」を制定する。特に、反社会的勢力については、その排除を明記する。
- ・法令等の遵守に関する事項は、当社総務グループが主管し、当社グループ間において横断的かつ効率的に推進するために、情報管理委員会（※）を設置する。
- ・法令等の遵守推進のために、研修等を実施し、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の醸成に努める。
- ・当社グループは、内部通報規程を定め、社内に内部通報に関する相談窓口・通報受付窓口を設置する。
- ・使用人は、社内においてコンプライアンス違反行為が生じ、又は生じようとしている事実を知ったときは当窓口に通報（匿名可）しなければならない。
- ・当社グループは、正当な理由なく、内部通報の内容及び調査で得られた個人情報を開示することを禁止し、内部通報をした者に対して、そのことを理由として不利益な取扱いを行わない。
- ・個人情報保護に関する基本方針を定め、情報セキュリティの強化並びに個人情報の保護に努める。
- ・当社は内部監査組織として、監査室を設置する。監査室は、代表取締役社長の直轄部門とし、監査役とも連携しつつ、当社各部門及び子会社に対し内部監査を実施し、法令等の遵守及び業務の改善に向け具体的に助言・勧告を行う。
- ・当社グループにおける重要な法務的課題及びコンプライアンスに係る事象については、顧問弁護士等に相談し、必要な検討を行う。
- ・会計監査人とは、通常の会計監査に加え、重要な会計的課題についても随時相談し検討を行う。

- ロ. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項については、文書の作成、保存及び破棄を定めた「文書管理規程」に従うものとし、取締役又は監査役から、これらの文書の閲覧の要請があった場合には、直ちに提出する。
 - ・ 当社の取締役及び使用人の業務上の情報管理については、情報セキュリティに関連する規程を整備するとともに、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応する。
- ハ. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 当社グループの取締役は、自己に委嘱された職務領域について、当社グループに損失を与えうるリスクの管理のために必要な体制を構築・維持する権限と責任を有する。
 - ・ 組織横断的なリスクへの対応は、当社の総務グループが主管し、効率的な推進に当たるために、情報管理委員会（※）を設置する。
 - ・ 各部門の所管業務に付随するリスク管理については、当該部門が担当し、個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施等を行う。
 - ・ 当社グループ全体又は経営の根幹に関わる重要事項については、当社の取締役会での審議を経て、対応を決定する。
 - ・ 当社は激甚災害等による被災を想定した、当社グループ全体の事業継続を図るためのマニュアルを策定する。緊急事態が発生した場合には、必要に応じて緊急対策本部を設置した上で、当該事態に対処する。
- ニ. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社グループの取締役会は、各取締役が責任を持って担当する領域を明確にした上で、業務執行の決定権限を取締役に委嘱している。各取締役は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じてグループ全体としての経営目標の達成に努める。
 - ・ 当社は業務執行機能を補完強化するために、執行役員制度を導入する。これをもって、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制の構築を図る。
 - ・ 当社の取締役会は、毎月、当社の重要な業務執行その他法定の事項についての決定を行うほか、子会社代表取締役による業務執行状況報告等を通じて、子会社の業務執行についての監督を行い、企業集団としての意思の統一を図る。
 - ・ 当社グループの職務権限及び決裁手続き等については、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に定める。これをもって、当社グループの経営活動における意思決定と実行の迅速化及び責任体制の明確化を図る。「職務権限規程」により決定権限を委譲された者は、案件の目的、実施方法、費用、効果、リスクなどに関する十分な情報を入手の上、善良なる管理者の注意義務をもって審査し、当社グループにとって最適と合理的に判断する内容の意思決定を行う。なお、各規程については、随時見直しを行う。
 - ・ 内部監査は、効率性の観点からも実施し、必要な対策を講じることにより、職務執行の効率性の確保に努める。

- ホ. 子会社取締役及び使用人の職務執行に係る事項の報告に関する体制
- ・ 当社は、当社グループの戦略機能を担う持株会社として、経営ビジョンの策定、経営戦略の企画立案、経営資源の最適配分等を通じて、当社グループ全体の効率的運営を図ることを基本的役割とし、子会社各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有したグループ一体となった経営管理を行う。このグループ全体を見据えた経営管理体制の構築を図るために、情報管理委員会（※）を設置する。
 - ・ 当社は、子会社の業務執行に対する監督機能の強化を企図して、当社取締役会における子会社の代表取締役による月次業績等の業務執行状況報告を義務付けている。併せて、グループ全体又は経営の根幹に関わる重要事項については、当社取締役会での審議を経て、対応を決定することとし、企業集団としての意思の統一を図る。これらの子会社の経営管理に関する事項は、当社の企画グループが主管し、その経営管理に関わる基準及び手続き事項は、「関係会社管理規程」に定める。
- へ. 当社の監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 当社は、監査役職務を補助する者を当社の使用人から任命し、監査役付として極力専任させるものとする。
- ト. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 当社において監査役職務を補助する者を置く場合、当該補助者は、その指揮命令系統、地位及び処遇等については、取締役からの独立性を担保するために監査役と事前協議を行うこととする。
 - ・ 当社の監査役職務を補助すべき使用人は、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとし、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。
- チ. 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 当社の取締役及び使用人は、監査役に対し、取締役会その他重要な会議を通じて職務の執行状況の報告を行うとともに、内部監査部門の監査結果を報告する。
 - ・ 監査役からの求めに応じ、稟議書その他の業務執行上の重要な書類を閲覧に供する。
 - ・ 当社の取締役等並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループに著しく重大な損失を与える事項が発生し、若しくは発生する恐れがあるとき、又は役員及び使用人による違法若しくは不正な行為を発見したときは、当社の監査役に報告しなければならない。また、これらの者は、前記報告事項に加え、当社の監査役会が報告すべきものと定めた事項について、当社の監査役に報告しなければならない。

- リ. 監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社グループは、内部情報提供制度に関する規程に従って当社の監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由に、いかなる不利な取扱いも行ってはならないものとし、関係する取締役、執行役員及び従業員はこれを遵守する。
- ヌ. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・当社は、監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。
- ル. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、取締役及び使用人の監査役職務に対する理解を深め、監査役職務の環境を整備するよう努める。
 - ・当社の監査役は、監査室から当社各部門及び子会社に関する内部監査の内容について説明を受けるなど、監査室との連携を図っていく。
 - ・当社の監査役は、会計監査人との間で年間監査計画の確認を行うとともに、定期的に年4回の会合を開催して、四半期レビュー結果及び期末の監査結果の報告を受ける。さらに、必要に応じて、期中監査並びに期末監査の場に同席し、都度、報告及び説明を受けるなど相互の連携を図る。

(※) 「情報管理委員会」の設置

当社は、現在、内部統制に関する事項を検討する機関として、「情報管理委員会」を設置している。当委員会委員長には、当社取締役（証券取引所情報取扱責任者兼務）がその任に当たり、常勤監査役、当社各室長、子会社管理部門長が委員に選任されている。当委員会の会議は、予め定められた議題について討議する定例会議（月1回開催）と緊急・突発的な発生事実に対応する特別会議から構成される。その活動内容は、コンプライアンス、リスク管理、情報セキュリティ、人権（セクハラ、パワハラ）、会社情報の管理・統制、開示情報の決定等を検討するほか、子会社からの業績以外の経営情報等の収集に当たっている。当委員会にて取り上げる個々の議題を包括した概念としては、昨今、CSR（企業の社会的責任）活動が注目を集めているが、このCSR活動は「内部統制システム」の整備と不可分の関係にあるところから、当委員会を中核にCSR活動にグループ全体をあげて取り組むことにより、内部統制システムの実効性を高め、当社グループの企業価値の向上に結びつけていくものである。なお、当委員会の活動内容は毎月の当社の取締役会での報告事項としている。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務執行

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度におきましては、取締役会を17回開催しております。

②監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会に出席する他、会計監査人とは四半期毎に、内部監査室との間では毎月情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。当事業年度におきましては、監査役会を10回開催しております。

③情報管理委員会の実施

組織横断的に法令の遵守、リスク対応等を図る体制として、情報管理委員会を設置しており、当事業年度におきましては12回開催いたしました。また、グループ社員に対しては、社内電子掲示板を活用して、コンプライアンス資料等を毎月配信するなど、法令遵守に向けた取り組みを継続的に実施しております。なお、当委員会活動の概要については月例の取締役会にて報告いたしております。

④内部監査の実施

監査計画書に基づき、当社グループの業務が、法令や企業理念、社内規程等に従って適正かつ効率的に遂行されているかについて評価・検証するため、監査室が監査役、会計監査人と連携をとりながら、内部監査を実施しております。

⑤財務報告に係る内部統制

内部統制基本方針に基づき、内部統制の評価を実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額並びに持株数及び比率等は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	30,539	流 動 負 債	14,569
現金及び預金	6,579	支払手形及び買掛金	3,638
受取手形及び売掛金	9,888	ファクタリング未払金	2,266
電子記録債権	629	短期借入金	2,250
有価証券	3,399	リース債務	1,311
商品及び製品	5,561	未払法人税等	520
仕掛品	494	未払消費税等	246
原材料及び貯蔵品	1,894	繰延税金負債	0
繰延税金資産	763	賞与引当金	1,280
その他	1,337	役員賞与引当金	72
貸倒引当金	△8	その他	2,982
固 定 資 産	29,085	固 定 負 債	8,666
有形固定資産	16,557	社債	3,950
賃貸用資産	1,681	長期借入金	1,200
建物及び構築物	4,736	リース債務	1,122
機械装置及び運搬具	1,046	繰延税金負債	1,018
工具、器具及び備品	282	役員退職慰労引当金	536
土地	6,449	偶発損失引当金	9
リース資産	2,243	厚生年金基金解散損失引当金	12
建設仮勘定	117	退職給付に係る負債	535
無形固定資産	775	資産除去債務	25
リース資産	8	その他	254
ソフトウェア	309	負 債 合 計	23,235
その他	457	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	11,752	株 主 資 本	33,442
投資有価証券	1,241	資本金	3,000
長期貸付金	2	資本剰余金	1,867
繰延税金資産	71	利益剰余金	32,481
退職給付に係る資産	9,632	自己株式	△3,906
その他	944	その他の包括利益累計額	2,988
貸倒引当金	△139	その他有価証券評価差額金	108
繰 延 資 産	41	繰延ヘッジ損益	△25
社債発行費	41	退職給付に係る調整累計額	2,905
資 産 合 計	59,666	純 資 産 合 計	36,431
		負 債 純 資 産 合 計	59,666

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	52,644
売上原価	27,738
売上総利益	24,906
販売費及び一般管理費	22,310
営業利益	2,596
営業外収益	
受取利息	6
受取配当金	38
受取補償金	41
その他	95
営業外費用	
支払利息	75
売上割引	36
その他	100
経常利益	2,566
特別利益	
固定資産売却益	7
特別損失	
固定資産除却損	29
減損損失	18
投資有価証券評価損	20
その他の関係会社有価証券評価損	40
税金等調整前当期純利益	2,464
法人税、住民税及び事業税	689
法人税等調整額	373
当期純利益	1,402
親会社株主に帰属する当期純利益	1,402

連結株主資本等変動計算書

(平成27年 4月 1日から
平成28年 3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	3,000	1,867	32,087	△2,083	34,871
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,008		△1,008
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,402		1,402
自 己 株 式 の 取 得				△1,822	△1,822
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	393	△1,822	△1,429
当 期 末 残 高	3,000	1,867	32,481	△3,906	33,442

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	305	△12	2,122	2,415	37,287
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△1,008
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					1,402
自 己 株 式 の 取 得					△1,822
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△196	△13	783	572	572
当 期 変 動 額 合 計	△196	△13	783	572	△856
当 期 末 残 高	108	△25	2,905	2,988	36,431

(注)連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

- ・連結子会社の数
- ・連結子会社の名称

5社
フランスベッド(株)、フランスベッドファニチャー(株)、
フランスベッド販売(株)、(株)エフビー友の会、
東京ベッド(株)

② 非連結子会社の名称等

- ・非連結子会社の名称

(株)翼、France bed International (Thailand) Co.,Ltd.,
江蘇芙蘭舒床有限公司、フランスベッドメディカルサービス(株)

- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

- 持分法を適用していない主要な非連結子会社および関連会社の名称
- 持分法を適用しない理由

(株)翼、France bed International (Thailand) Co.,Ltd.,
江蘇芙蘭舒床有限公司、フランスベッドメディカルサービス(株)

持分法を適用しない非連結子会社および関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

- すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 其他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

- ・ 其他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法

- ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

- ハ、たな卸資産の評価基準及び評価方法
- ・商品、製品、仕掛品
主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額につきましては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ・原材料、貯蔵品
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額につきましては収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ、有形固定資産（リース資産を除く）
- 定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|-------|
| 賃貸用資産 | 3～10年 |
| 建物及び構築物 | 2～55年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2～13年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～20年 |
- 賃貸用資産のうち、取得価額が20万円未満の少額賃貸資産については、一括償却資産として3年間で均等償却しております。
- ロ、無形固定資産（リース資産を除く）
- 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
均等償却しております。
- ハ、リース資産
- ニ、長期前払費用
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ、貸倒引当金
- 売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ロ、賞与引当金
- ハ、役員賞与引当金
ニ、役員退職慰労引当金
- 役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ホ、偶発損失引当金
- 将来発生する可能性のある偶発事象に対し、必要と認められる損失額を合理的に見積り計上しております。
- ヘ、厚生年金基金解散損失引当金
- 連結子会社の一部が加入している厚生年金基金の解散に伴い発生する損失に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。
- ④ 重要なヘッジ会計の方法
- イ、ヘッジ会計の方法
- 繰延ヘッジ処理によっております。
なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。
- ロ、ヘッジ手段とヘッジ対象
- ・ヘッジ手段
デリバティブ取引（為替予約取引）
 - ・ヘッジ対象
為替の変動リスクにさらされている外貨建金銭債権債務（外貨建予定取引を含む。）
- ハ、ヘッジ方針
- 主に原材料及び商品の輸入取引に係る為替の変動リスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っております。デリバティブ取引を行うにあたっては、予定取引額を限度とし、一定のヘッジ比率以上を維持するよう管理しております。
- ニ、ヘッジの有効性評価の方法
- ・事前テスト
「市場リスク管理規程」及び「リスク管理要領」に従ったものであることを検証します。
 - ・事後テスト
外貨建取引における為替の変動リスクに対して、相場変動及びキャッシュ・フローの変動が回避されたか否かを検証します。
- ⑤ 繰延資産の処理方法
- 社債発行費の処理方法は、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

- ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- ・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

- ・未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

- ・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

なお、固定資産に係わる控除対象外消費税等は当連結会計年度の負担すべき期間費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において区分掲記しておりました営業外収益の「受取保険金」（当連結会計年度9百万円）は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

差入保証金 11百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 26,460百万円

(3) 保証債務

下記の会社等の借入金に対し、債務保証を行っております。

(株)翼 111百万円

従業員 25百万円

計 137百万円

下記の会社の前受業務保証金供託委託契約に対し、下記の債務が発生する可能性があります。

(株)エフビー友の会 449百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。
98百万円

(2) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額(百万円)
大阪府箕面市	賃貸不動産	建物、土地	18

当社グループは、管理会計上の事業区分を基準として資産のグルーピングを行っておりますが、賃貸不動産及び遊休資産については独立したキャッシュ・フローを生み出す単位としてそれぞれグルーピングをしております。

上記資産は、時価が著しく下落しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物5百万円及び土地13百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値によって測定しており、将来キャッシュ・フローを3.0%で割り引いて算定しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 の株式数(千株)
普通株式	224,487	-	179,590	44,897

(注) 平成27年10月1日付をもって、普通株式5株を1株とする株式併合を実施しております。これにより株式併合後の発行済株式総数は179,590,000株減少し、44,897,500株となっております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	481	2.25	平成27年3月31日	平成27年6月25日
平成27年10月30日 取締役会	普通株式	526	2.50	平成27年9月30日	平成27年12月4日

(注) 平成27年10月30日取締役会決議における1株当たり配当額は、基準日が平成27年9月30日であるため、平成27年10月1日付の株式併合前の金額を記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	510	利益剰余金	12.50	平成28年3月31日	平成28年6月27日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性及び流動性の高い金融資産に限定し、銀行等金融機関からの借入、社債発行等により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に従ってリスクの軽減を図っております。有価証券は主に信用度の高い債券であります。また、投資有価証券は主に株式であり、上場株式については定期的に時価の把握をおこなっております。

支払手形及び買掛金並びにファクタリング未払金は1年以内の支払期日であり、財務部門が適時に資金繰計画を作成・更新しております。

短期借入金の使途は運転資金であり変動金利であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資及び運転資金に必要な資金の調達が目的であります。長期借入金の使途は長期運転資金及び設備投資資金であり、変動金利及び固定金利であります。社債の使途は運転資金及び設備投資資金であり固定金利であります。

長期借入金及び社債の返済期限等は決算日後、最長で2年6ヶ月後であります。

デリバティブ取引は、為替の変動リスクをヘッジすることを目的に、「市場リスク管理規程」「リスク管理要領」に従い、実需の範囲でおこなうこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,579	6,579	—
(2) 受取手形及び売掛金	9,888	9,888	—
(3) 電子記録債権	629	629	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	4,425	4,425	—
資産 計	21,522	21,522	—
(1) 支払手形及び買掛金	3,638	3,638	—
(2) ファクタリング未払金	2,266	2,266	—
(3) 短期借入金	2,250	2,250	—
(4) リース債務（※1）	2,433	2,435	1
(5) 社債	3,950	4,018	68
(6) 長期借入金	1,200	1,205	5
負債 計	15,738	15,813	75
デリバティブ取引（※2）	(37)	(37)	—

（※1）流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、譲渡性預金は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。また、株式等は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) ファクタリング未払金、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (5) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	105
非連結子会社及び関連会社株式	110

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

- (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項
当社グループでは、東京都や大阪府その他の地域において、賃貸土地、賃貸住宅等を所有しております。
- (2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
1,084	2,334

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、「固定資産税評価額」を合理的な基準に基づき調整を行った金額によっております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 891円 52銭
- (2) 1株当たり当期純利益 33円 43銭

(注) 平成27年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前連結会計年度の計算において使用した32.3%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は14百万円減少し、法人税等調整額が57百万円、その他有価証券評価差額金が3百万円、退職給付に係る調整累計額が68百万円それぞれ増加しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	14,406	流 動 負 債	14,068
現金及び預金	6,023	短期借入金	2,250
有価証券	3,399	未払金	7
前払費用	16	未払費用	36
繰延税金資産	15	未払法人税等	29
関係会社短期貸付金	4,550	関係会社預り金	11,661
その他の	401	賞与引当金	15
固 定 資 産	45,266	役員賞与引当金	44
有形固定資産	17	その他の	23
建物	12	固 定 負 債	5,366
車両運搬具	3	社債	3,950
工具、器具及び備品	1	長期借入金	1,200
投資その他の資産	45,248	役員退職慰労引当金	213
関係会社株式	43,044	資産除去債務	3
その他の関係会社有価証券	62	負 債 合 計	19,435
関係会社長期貸付金	2,000	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	65	株 主 資 本	40,278
その他の	76	資本金	3,000
繰 延 資 産	41	資本剰余金	36,393
社債発行費	41	資本準備金	750
資 産 合 計	59,714	その他資本剰余金	35,643
		利 益 剰 余 金	4,792
		その他利益剰余金	4,792
		繰越利益剰余金	4,792
		自 己 株 式	△3,906
		評価・換算差額等	△0
		その他有価証券評価差額金	△0
		純 資 産 合 計	40,278
		負 債 純 資 産 合 計	59,714

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		1,991
一 般 管 理 費		740
営 業 利 益		1,251
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	73	
有 価 証 券 利 息	3	
そ の 他	2	79
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	33	
社 債 利 息	23	
社 債 発 行 費 償 却	19	
そ の 他	11	88
経 常 利 益		1,242
特 別 損 失		
その他の関係会社有価証券評価損	40	40
税 引 前 当 期 純 利 益		1,201
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	68	
法 人 税 等 調 整 額	△7	61
当 期 純 利 益		1,139

株主資本等変動計算書

（平成27年 4月 1日から
平成28年 3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本							株主資本計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	3,000	750	35,643	36,393	4,661	4,661	△2,083	41,970
当期変動額								
剰余金の配当					△1,008	△1,008		△1,008
当期純利益					1,139	1,139		1,139
自己株式の取得							△1,822	△1,822
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	131	131	△1,822	△1,691
当期末残高	3,000	750	35,643	36,393	4,792	4,792	△3,906	40,278

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	41,969
当期変動額			
剰余金の配当			△1,008
当期純利益			1,139
自己株式の取得			△1,822
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	0	0	0
当期変動額合計	0	0	△1,691
当期末残高	△0	△0	40,278

(注)貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及びその他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～18年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2～17年

② 長期前払費用

均等償却しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費の処理方法は、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

20百万円

(2) 保証債務

下記の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

(株)翼 111百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを含む）

① 短期金銭債権	4,742百万円
② 長期金銭債権	2,000百万円
③ 短期金銭債務	11,682百万円

(4) 当社は、グループ全体の効率的な資金運用・調達を行うため、フランスベッドホールディングスグループ・キャッシュ・マネジメント・サービス(以下「CMS」)を導入しております。

当社は、グループ会社4社とCMS運営委託基本契約を締結し、CMSによる貸出限度額を設定しております。これらの契約に基づく当事業年度末の貸出未実行残高等は次のとおりであります。

CMSによる貸出限度額の総額	11,850百万円
貸出実行残高	6,550百万円
差引額	5,300百万円

なお、上記CMS運営委託基本契約において、資金使途が限定されているものが含まれているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益	1,991百万円
② 一般管理費	280百万円
③ 営業取引以外の取引高	74百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末の株式数 (千株)
普通株式	10,317	4,848	11,132	4,033

(注1) 平成27年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施しております。

(注2) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく自己株式の取得4,844千株（株式併合前3,594千株 株式併合後1,250千株）

単元未満株式の買取りによる取得4千株（株式併合前3千株 株式併合後0千株）

減少数の内訳は、次のとおりであります。

株式併合による減少11,132千株

5. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
賞与引当金	4百万円
未払事業税	5百万円
役員退職慰労引当金	65百万円
関係会社株式評価損	35百万円
その他の関係会社有価証券評価損	12百万円
その他	5百万円
繰延税金資産小計	130百万円
評価性引当額	△48百万円
繰延税金資産合計	82百万円
(繰延税金負債)	
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△0百万円
繰延税金資産の純額	81百万円

- (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は4百万円減少し、法人税等調整額が4百万円増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注6)	科目	期末残高 (注6)
フランスベッド(株)	直接所有 100%	経営指導 出向社員の受入 商品の購入 資金の管理 役員の兼任	経営指導料の受取(注1) 出向社員人件費の支払(注2) 当社株主優待に使用するための 商品の購入(注3) 資金の貸付(注4) 利息の受取(注4) 資金の預り(注5) 利息の支払(注5)	726 142 79 6,400 69 10,247 2	未収入金 未払費用 関係会社短期貸付金(注4) 関係会社長期貸付金(注4) 関係会社預り金(注5)	192 19 4,400 2,000 10,796

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 子会社に対する経営指導料の算定については、当社の経営指導運営コストに一定率を加えたものとし、契約に基づき事業年度毎に当社が設定しております。
- (注2) 出向社員の受入による人件費の支払いについては、出向元の人件費を基準として決定しております。
- (注3) 商品の購入については、取引条件及び取引条件の決定方法は一般取引条件と同様であります。なお、この取引は第三者のためのものであります。
- (注4) 子会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注5) 子会社からの資金の預りは、フランスベッドホールディングスグループ・キャッシュ・マネジメント・サービスによるものであり、会社間で資金の取引が反復的に行われているため、取引金額は期中平均残高を記載しております。また、利息については、市場金利を勘案して決定しております。
- (注6) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 985円69銭

(2) 1株当たり当期純利益 27円18銭

(注) 平成27年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

8. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

フランスベッドホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 國井泰成 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 藤本貴子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フランスベッドホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランスベッドホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

フランスベッドホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 國井泰成 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 藤本貴子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フランスベッドホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等によって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

フランスベッドホールディングス株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 中 尾 純 二 ㊞

常 勤 監 査 役 木 村 昭 仁 ㊞

監査役(社外監査役) 高 野 忠 和 ㊞

監査役(社外監査役) 渡 邊 文 雄 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主価値を最大化していくために、株主への利益還元を最重要課題のひとつとして位置付けており、安定的な配当の継続に努めることを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、この基本方針並びに業績、経営環境及び財務体質の強化の必要性などを総合的に勘案したうえで、以下のとおりといたしたく存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金12円50銭といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、510,793,962円となります。

なお、当社は、平成27年10月1日を効力発生日として、普通株式5株を1株とする株式併合を実施しております。当社は、株式併合前の平成27年9月30日を基準日として1株あたり2円50銭の中間配当金をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、株式併合前に換算いたしますと、中間配当金2円50銭と期末配当金2円50銭を合わせた1株あたり5円、株式併合後に換算いたしますと、中間配当金12円50銭と期末配当金12円50銭を合わせた1株あたり25円に相当いたします。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、複数名の社外取締役から構成される監査等委員会を設置することにより、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

また、機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう変更案のとおり定款規定を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款規定を削除するものであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第5条（条文省略） <u>（自己株式の取得）</u> 第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己株式を取得することができる。 第7条～第17条（条文省略） 第4章 取締役および取締役会 （員数） 第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>（選任方法） 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2（条文省略） 3（条文省略）</p>	<p>第1条～第5条（現行どおり） （削 除）</p> <p>第6条～第16条（現行どおり） 第4章 取締役および取締役会 （員数） 第17条 当社の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）は、10名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、4名以内とする。</u> （選任方法） 第18条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2（現行どおり） 3（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会) 第21条 (条文省略) (代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役の任務) 第23条 (条文省略)</p>	<p>(任期) 第19条 取締役(監査等委員を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会) 第20条 (現行どおり) (代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員を除く。)の中から取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役の任務) 第22条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(相談役、顧問)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第31条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u></p> <p>第27条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(相談役、顧問)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u> (<u>監査役の設置</u>) 第32条 当社は<u>監査役を置く。</u> (<u>員数</u>) 第33条 当社の<u>監査役は、4名以内とする。</u> (<u>選任方法</u>) 第34条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (<u>任期</u>) 第35条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (<u>監査役会</u>) 第36条 当社は、<u>監査役会を置く。</u> (<u>常勤の監査役</u>) 第37条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> (<u>監査役会の招集通知</u>) 第38条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u> (<u>削 除</u>) (<u>削 除</u>) (<u>削 除</u>) (<u>削 除</u>) (<u>削 除</u>) (<u>削 除</u>) (<u>削 除</u>) (<u>監査等委員会</u>) 第32条 当社は、<u>監査等委員会を置く。</u> (<u>常勤の監査等委員</u>) 第33条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u> (<u>監査等委員会の招集通知</u>) 第34条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の決議)</p> <p>第39条 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第42条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第43条～第44条（条文省略）</p> <p>(報酬等)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>(監査等委員会の決議)</p> <p>第35条 監査等委員会の決議は、<u>監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第38条（現行どおり）</p> <p>(報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第46条 (条文省略)</p> <p><u>(期末配当の基準日)</u></p> <p>第47条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第49条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第43条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 当社は、第13期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第1項の定めるところによる。</p>

第3号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員でない取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	いけ だ しげる 池 田 茂 (昭和24年7月19日生)	昭和48年4月 フランスベッド株式会社入社 昭和52年10月 フランスベッド販売株式会社取締役営業部長 昭和55年3月 フランスベッド販売株式会社代表取締役社長 昭和62年4月 フランスベッドメディカルサービス株式会社 代表取締役社長 平成2年5月 財団法人フランスベッド・メディカルホームケア研究・助成財団理事長 平成3年6月 フランスベッド株式会社代表取締役副社長 平成6年5月 フランスベッド株式会社代表取締役副社長 兼営業本部長 平成11年4月 フランスベッド・トレーディング株式会社 代表取締役社長 平成11年6月 フランスベッド株式会社代表取締役社長 兼営業本部長 フランスベッドメディカルサービス株式会社 取締役会長 平成13年4月 フランスベッド株式会社代表取締役社長 (現在に至る) 平成16年3月 当社代表取締役社長(監査グループ担当) 平成23年11月 公益財団法人フランスベッド・メディカルホームケア研究・助成財団 代表理事理事長(現在に至る) 平成24年6月 江蘇芙蘭舒床有限公司董事長 (現在に至る) 平成28年1月 当社代表取締役社長(監査グループ担当 兼秘書グループ担当) (現在に至る) (重要な兼職の状況) フランスベッド株式会社代表取締役社長 公益財団法人フランスベッド・メディカルホームケア研究・ 助成財団代表理事理事長 江蘇芙蘭舒床有限公司董事長	6,026,590株
	【選任理由】 上記経歴を有し、当社及び主要な事業会社であるフランスベッド株式会社の代表取締役として企業経営に精通していることから、取締役候補者といたしました。		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	しまだ つとむ 島田 勉 (昭和30年8月16日生)	昭和53年4月 佐野信用金庫入庫 昭和60年7月 株式会社アルファシステムズ経理課長 平成元年2月 株式会社アルファシステムズ経理部次長 平成元年9月 宇宙通信株式会社経理課長 平成12年3月 宇宙通信株式会社経理部長 平成18年4月 宇宙通信株式会社総務人事部長 平成19年6月 フランスベッド株式会社取締役管理本部長 平成19年7月 当社執行役員(経理グループ担当) 兼主計室長 平成19年10月 東京ベッド株式会社取締役(現在に至る) 平成20年3月 当社執行役員(経理グループ担当) 兼主計室長兼財務室長 平成20年6月 当社取締役(経理グループ担当) 兼主計室長兼財務室長 フランスベッド株式会社取締役管理本部長 兼管理部長 平成23年6月 フランスベッド販売株式会社取締役 (現在に至る) 平成24年6月 江蘇英蘭舒床有限公司監事(現在に至る) 平成25年4月 フランスベッド株式会社取締役管理本部長 平成26年6月 フランスベッド株式会社常務取締役管理本部長 (現在に至る) 平成27年4月 当社取締役(経理グループ担当)兼財務室長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) フランスベッド株式会社常務取締役 東京ベッド株式会社取締役 フランスベッド販売株式会社取締役 江蘇英蘭舒床有限公司監事	8,400株
【選任理由】 上記経歴を有し、当社においては経理グループ担当取締役として、また、主要な事業会社であるフランスベッド株式会社では常務取締役管理本部長として経理財務に精通し、純粹持株会社経営に必要な広範な知識を有していることから、取締役候補者としたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	ひがし じま さとる 東 島 悟 (昭和30年11月11日生)	昭和53年4月 株式会社三井銀行入行 平成11年7月 株式会社さくら銀行霞が関支店長 平成12年4月 さくら証券株式会社取締役大阪支店長 平成14年10月 株式会社三井住友銀行企業情報部上席推進役 平成16年9月 当社企画グループ担当部長兼広報室長 (株式会社三井住友銀行からの出向) 平成18年1月 当社入社 執行役員企画グループ担当部長 兼総務室長 平成19年1月 France bed International (Thailand) Co.,Ltd取締役 (現在に至る) 平成19年4月 フランスベッド株式会社事業本部営業開発部長 平成19年10月 フランスベッド株式会社取締役営業本部長 平成20年3月 フランスベッド株式会社取締役 平成20年6月 当社取締役(企画グループ担当兼総務グループ担当) 兼総務室長 平成21年4月 当社取締役(企画グループ担当兼総務グループ担当) フランスベッド株式会社取締役 インテリア健康事業本部長 平成23年4月 フランスベッド株式会社取締役統括事業本部 副事業本部長 平成24年6月 江蘇芙蘭舒床有限公司董事(現在に至る) 平成25年4月 フランスベッド株式会社取締役 平成25年11月 当社取締役(企画グループ担当兼総務グループ担当) 兼社長室長 平成26年4月 フランスベッド株式会社統括事業本部 法人事業部長 平成26年6月 フランスベッド株式会社取締役統括事業本部 法人事業部長 平成27年6月 フランスベッド株式会社常務取締役 統括事業本部副本部長(ホテル病院営業担当) 兼法人事業部長(現在に至る) 平成28年1月 当社取締役(経営企画グループ担当) (現在に至る) (重要な兼職の状況) フランスベッド株式会社常務取締役 France bed International (Thailand) Co.,Ltd取締役 江蘇芙蘭舒床有限公司董事	8,000株
【選任理由】 上記経歴を有し、当社においては経営企画グループ担当取締役として、また、主要な事業会社であるフランスベッド株式会社では常務取締役統括事業本部副本部長として法人向け事業に精通し、高度な経営管理能力を有していることから、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	うえだ たかし 上田 隆 司 (昭和29年9月10日生)	昭和54年4月 フランスベッド株式会社入社 平成18年4月 フランスベッド株式会社 生産開発本部生産企画部長 平成19年10月 フランスベッド株式会社 生産本部副本部長兼生産企画部長 平成20年4月 フランスベッド株式会社 営業本部商品企画部長 平成21年4月 フランスベッド株式会社 生産開発本部商品開発・品質管理部長 平成22年4月 フランスベッド株式会社 生産開発本部開発・品質管理部長 平成23年4月 フランスベッド株式会社 統括事業本部営業企画本部商品企画部長 平成23年6月 東京ベッド株式会社取締役（現在に至る） 平成25年4月 フランスベッド株式会社 統括事業本部商品開発本部長兼商品開発部長 平成25年6月 当社取締役（企画グループ担当） フランスベッド株式会社取締役 商品開発本部長兼商品開発部長 平成27年4月 フランスベッド株式会社取締役 生産開発本部長兼商品開発部長 （現在に至る） 平成28年1月 当社取締役（経営企画グループ担当） （現在に至る） （重要な兼職の状況） フランスベッド株式会社取締役 東京ベッド株式会社取締役	3,600株
【選任理由】 上記経歴を有し、当社においては経営企画グループ担当取締役として、また、主要な事業会社であるフランスベッド株式会社では取締役生産開発本部長として生産・商品開発に精通し、特定専門分野における深い知識と能力を有していることから、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
5	かど た かず み 門 田 和 己 (昭和28年1月2日生)	昭和58年1月 フランスベッド販売株式会社入社 平成18年6月 フランスベッドメディカルサービス株式会社 中部営業部長 平成19年9月 フランスベッドメディカルサービス株式会社 取締役レンタル営業本部副本部長 平成19年10月 当社執行役員(企画グループ担当) 平成21年4月 フランスベッド株式会社取締役 メディカルサービス事業本部レンタル営業本部長 平成21年12月 株式会社翼取締役(現在に至る) 平成22年4月 フランスベッド株式会社取締役 メディカルサービス事業本部副本部長 平成23年4月 フランスベッド株式会社取締役 統括事業本部中日本事業部長 平成23年6月 フランスベッド株式会社常務取締役 統括事業本部副本部長兼中日本事業部長 平成26年6月 当社取締役(企画グループ担当) フランスベッド株式会社専務取締役 統括事業本部副本部長兼中日本事業部長 平成27年10月 フランスベッド株式会社専務取締役 統括事業本部副本部長兼西地区統括担当 兼中日本事業部長(現在に至る) 平成28年1月 当社取締役(経営企画グループ担当) (現在に至る) (重要な兼職の状況) フランスベッド株式会社専務取締役 株式会社翼取締役	12,100株
【選任理由】 上記経歴を有し、当社においては経営企画グループ担当取締役として、また、主要な事業会社であるフランスベッド株式会社では専務取締役統括事業本部副本部長としてメディカルサービス事業に精通し、強いリーダーシップを発揮していることから、取締役候補者といたしました。			

(注)各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	木村昭仁 (昭和36年7月20日生)	昭和60年4月 株式会社日本長期信用銀行入行 平成16年11月 フランスベッドメディカルサービス株式会社 総務部副部長 平成17年5月 フランスベッドメディカルサービス株式会社 営業本部営業推進部長 平成21年4月 フランスベッド株式会社執行役員 メディカルサービス事業本部レンタル営業本部営業推進部長 平成21年12月 株式会社翼監査役(現在に至る) 平成22年4月 フランスベッド株式会社執行役員 メディカルサービス事業本部業務企画部長 平成22年10月 フランスベッド株式会社執行役員 営業企画本部業務企画部長 平成23年4月 フランスベッド株式会社執行役員 統括事業本部営業企画本部業務管理部長 平成23年10月 フランスベッド株式会社執行役員 統括事業本部営業企画本部営業管理部長 平成24年4月 フランスベッド株式会社執行役員 統括事業本部営業企画本部付 平成24年6月 フランスベッド株式会社監査役 (現在に至る) 当社常勤監査役(現在に至る) 平成25年4月 フランスベッドメディカルサービス株式会社 監査役(現在に至る) (重要な兼職の状況) フランスベッド株式会社監査役 株式会社翼監査役 フランスベッドメディカルサービス株式会社監査役	1,900株
<p>【選任理由】 事業会社での営業部門並びに企画部門における豊富な経験と実績に加え、当社の常勤監査役としての経験と知見を有していることから、監査等委員会の職務についても適切に遂行していただけるものと考え、監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	わた なべ ふみ お 渡 邊 文 雄 (昭和23年3月7日生)	昭和58年3月 公認会計士登録 昭和59年2月 税理士登録 渡邊公認会計士・税理士事務所開設 (現在に至る) 平成18年6月 フランスベッド株式会社社外監査役 (現在に至る) 当社社外監査役(現在に至る) 平成23年6月 株式会社T S I ホールディングス社外監査役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 渡邊公認会計士事務所 所長 フランスベッド株式会社社外監査役 株式会社T S I ホールディングス社外監査役	1,000株
	【選任理由】 公認会計士及び税理士の資格を有しており、会計業務の経験を通して培った幅広い専門知識と見識を当社の監査・監督に活かしていただけるものと考え、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって10年となります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		
3	なか むら しゅう いち 中 村 秀 一 (昭和23年8月22日生)	昭和48年4月 厚生省入省 平成2年4月 厚生省大臣官房老人保健福祉部老人福祉課長 平成4年7月 厚生省年金局年金課長 平成8年7月 厚生省保険局企画課長 平成10年7月 厚生省大臣官房政策課長 平成13年1月 厚生労働省大臣官房審議官 (医療保険・医政担当) 平成14年7月 厚生労働省老健局長 平成17年8月 厚生労働省社会・援護局長 平成20年9月 社会保険診療報酬支払基金理事長 平成22年10月 内閣官房社会保障改革担当室長 平成26年6月 当社社外取締役(現在に至る) (重要な兼職の状況) 一般社団法人 医療介護福祉政策研究フォーラム理事長 学校法人国際医療福祉大学 国際医療福祉大学大学院教授	0株
	【選任理由】 長年にわたり医療、介護・福祉等に関する厚生労働行政に従事され、豊富な経験と幅広い見識を当社の監査・監督に活かしていただけるものと考え、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 渡邊文雄氏、中村秀一氏の両氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

3. 渡邊文雄氏は、現在、当社定款に基づき、社外監査役として、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、監査等委員である社外取締役として責任限定契約を締結する予定であります。

また、中村秀一氏は、現在、当社定款に基づき、社外取締役として、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、監査等委員である社外取締役として責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
わた なべ さとし 渡 邊 敏 (昭和24年8月19日生)	昭和59年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 弁理士登録 小川法律特許事務所弁護士 昭和62年4月 渡辺特許法律事務所弁護士 東京簡易裁判所司法委員(現在に至る) 平成9年1月 渡辺特許法律事務所所長(現在に至る) 平成12年4月 日本知的財産仲裁センター委員会委員 (現在に至る) 平成13年4月 第二東京弁護士会副会長 平成14年4月 日弁連知的財産委員会委員(現在に至る) 平成19年4月 工業所有権審議会臨時委員 平成20年4月 総務省年金確認東京第三者委員会委員 平成22年4月 防衛庁北関東防衛施設地方審議会審議委員 (現在に至る) 平成22年6月 第二東京弁護士会綱紀委員会委員長 平成25年6月 原子力損害賠償紛争解決センター仲介委員 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 渡辺特許法律事務所 所長	0株
【選任理由】 弁護士としての専門知識、豊富な経験等を当社の経営に活かしていただけるものと考え、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。また、同氏は過去に直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 渡邊 敏氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 渡邊 敏氏は補欠の監査等委員である社外取締役の候補者であります。
3. 渡邊 敏氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第6号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年6月20日開催の第4期定時株主総会において年額320百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、監査等委員でない取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額320百万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。なお、監査等委員でない取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。また、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役は5名となります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額70百万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。なお、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

第8号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって任期が満了し、監査役を退任されます中尾純二氏、木村昭仁氏、高野忠和氏および渡邊文雄氏の以上4名に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されることを条件に、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

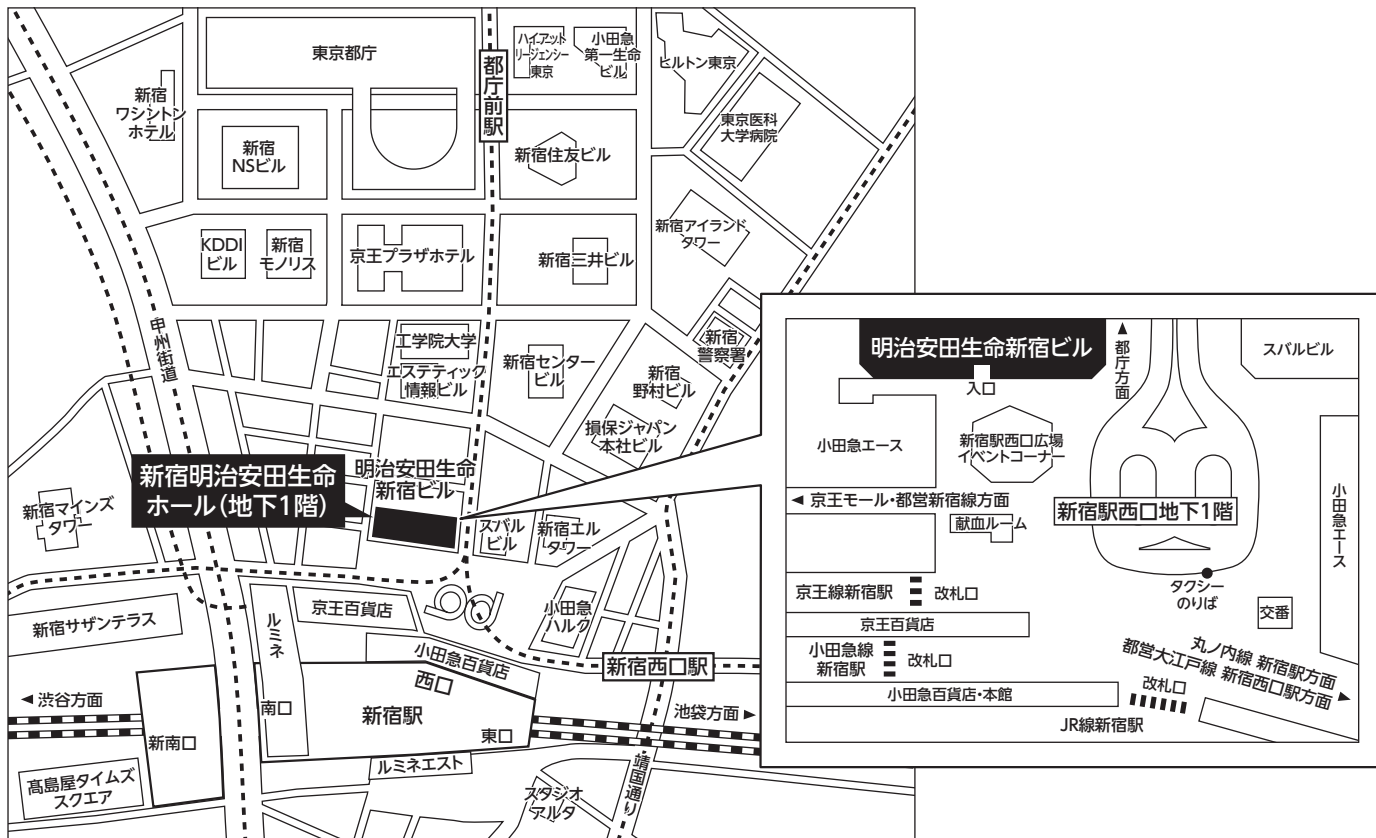
氏名	略歴
中尾純二	平成24年6月 当社常勤監査役（現在に至る）
木村昭仁	平成24年6月 当社常勤監査役（現在に至る）
高野忠和	平成16年3月 当社監査役（現在に至る）
渡邊文雄	平成18年6月 当社監査役（現在に至る）

以上

株主総会会場ご案内略図

会場：東京都新宿区西新宿一丁目9番1号

明治安田生命新宿ビル地下1階 新宿明治安田生命ホール



株主総会会場までの交通のご案内

- ◎新宿駅（JR・京王線・小田急線・地下鉄）から徒歩約5分
- ◎都庁前駅（都営地下鉄大江戸線）A2出口から徒歩約11分
- ◎新宿西口駅（都営地下鉄大江戸線）B18出口から徒歩約8分

駐車場・駐輪場の用意はいたしておりませんので、お車等でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

